

郡山市薬物相談窓口設置要領

平成14年12月2日制定
[保健福祉部保健所総務課]

(設置)

第1条 この要領は、シンナー等の薬物乱用防止を図るため、効果的な啓発活動の推進や、薬物依存症患者等の相談を行うことを目的に、郡山市薬物相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 相談窓口では、次に掲げる事項について所掌する。

相談窓口等

相談者に対し、薬物依存症の弊害等の正しい知識を指導するとともに、関係機関と連携を図りながら、適切な助言を行う。

また、医療措置に関する相談には、医療機関等の紹介を行う。

なお、相談にあたっては別紙「薬物相談窓口事業フローチャート」を参照とし、相談内容及び相談後の経過等を様式1及び様式2に記載する。

啓発事業

相談窓口には、パンフレット等各種啓発資料を備え、薬物乱用防止ビデオ等の貸出を行う。

また、薬物乱用防止啓発のため講師の派遣を行うとともに、地域の薬物乱用防止指導員や薬物乱用に取り組んでいる民間団体及び関係機関と密接な連携を図りながら、効果的な活動を推進する。

(相談窓口)

第3条 相談窓口は保健所総務課内に設置し、担当職員が対応する。

2 担当職員は、相談等において知り得た相談者の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月2日から施行する。

様式1 (第2条関係)

薬 物 相 談 票						
相談年月日	年	月	日	担当職員名		
相談者氏名				職業		年齢 歳
相談者住所				電話番号		
乱用者との関係	本人・家族・知人・その他		乱用薬物名			
相談内容						
乱用者の状況等	氏名		年齢	歳	職業	
	住所					
	性格					
	最終学歴		結婚歴			
	(家族の状況・交友関係・乱用状況等記載)					
備考						

相談者が匿名を希望し、身分等を明らかにしない場合は、当該事項の記載を省略することができる。

